

旧小見野小学校跡地の  
活用に関する公募型プロポーザル評価基準

令和8年5月

埼玉県川島町

## 1 評価基準について

### 1) 事業実施候補者の選定方法

本評価基準（以下、「本基準」という。）は、「旧小見野小学校跡地の活用に関する提案募集要領」（以下、「募集要領」という。）に基づき、川島町（以下、「町」という。）が事業実施候補者を選定するための基準を示すものである。

### 2) 旧小見野小学校跡地の活用に係る事業提案の審査者

公募型プロポーザル方式による事業実施候補者については、川島町政策推進課（以下、「事務局」という。）及び公共施設マネジメント担当者により構成される町内検討委員会（以下、「委員会」という。）において審査を行う。

### 3) 評価基準

第一次審査及び第二次審査の評価基準は以下のとおりとする。

#### 【第一次審査】

事務局により別表1のとおり、書類審査を実施する。

資格要件が全て適格である場合、第一次審査通過とし、第二次審査を実施する。なお、活用条件については、原則満たしていることを前提とするが、不満足があることをもって、ただちに失格となるものではなく、審査の上、第一次審査通過の可否を決定する。

#### 【第二次審査】

事務局及び委員会において、事業提案書等及びプレゼンテーションを基に、全ての項目について審査を実施する。

評価点の算定方法は、以下の事項について、それぞれの審査員が算出し、算出された合計点数の平均点を総合評価点とする。

#### (ア) 資格要件等事項（5点満点）

別表1のとおり審査する。評価については、第一次審査に準ずる。

資格要件が全て適格の場合、5点満点とする。

#### (イ) 事業提案事項（87点満点）

別表2のとおり審査する。

#### (ウ) 価格事項（8点満点）

基準価格を基に、価格提案率 (%) により採点をおこなう。

$$\text{価格提案率} = \text{提案価格} \div \text{基準価格} \times 100$$

価格提案率が120%を超える場合は8点とする。

{100% ≤ 価格提案率 < 120%} における評価点

・ {120% : 8点} と {100% : 1点} を通る直線式により算出される値を価格評価点とする。

・ 価格評価点算定式  $y = 0.35x - 34$

・  $x$  : 価格提案率 (%)

・  $y$  : 価格評価点

・ 価格提案率が100%未満の場合は、0点とする。

※評価点は小数点第3位を四捨五入し、小数点第2位まで求めることとする。

#### 4) 失格の取扱い

総合評価点が50点に満たない場合は提案内容の如何に関わらず失格とする。